

役員候補者選出に関する規程

1. この規程は四日市市立富田小学校PTA会則第六条に基づき、役員候補者選出に関する事項を定める。
2. 会員の居住地をそれぞれいかるが、茂福、高、浜の4ブロックに分け、各ブロックは予めそれぞれの児童数に応じて定められた数の役員候補者を選出する。但し、会員の居住地を各ブロックに分ける方法については「地区委員部の地区別に関する規程」に基づく。
3. 各ブロックに定められる役員数は下記式を原則とする。但し、顧問の数は役員総数にこれを含めない。
各ブロック児童数 ÷ 全児童数 × 役員総数
4. 役員候補者については、次の者を除く。
富田小学校在籍児童が新6年生だけのPTA会員は除外する。また、会長候補者については、新5年生だけのPTA会員は除外する。但し、同一会員で卒業と入れ替わりに児童が富田小学校へ入学する場合は除外しない。
登校指導免除のPTA会員は除外する。但し、立候補の場合はこの限りでない。
富田小学校へ初めて児童を入学させるPTA会員は1年間に限り除外する。但し、本人の同意がある場合はこの限りでない。
既に本部役員となったPTA会員は除外する。但し、立候補の場合はこの限りでない。
5. 各ブロックにおける役員候補者選出にあたっては、当該の地区委員が協議の上、日時を決定し開催するものとする。
6. 各ブロックで役員候補者として選出された者の氏名は決められた書式に則り、当該年の1月31日までにブロック長が本部へ提出するものとする。
7. 役員候補者は、4月の定期総会までに互選により職務分担を決定する。
8. 教職員の役員候補者は、教職員会員の互選によって、定期総会までに選出する。
9. 役員に欠員が生じた場合は、会長の要請に応じてその選出ブロックに於いて後任を選出する。但し、その任期は前任者の残任期間とする。
10. この規程は平成15年度役員候補者選出時より実施する。その実施に当たっては、平成14年12月1日を以っての児童数に基づく。又、5年毎に各ブロックの役員数を見直すものとする。
11. 前項に則り、各ブロックの役員数、及び年度別候補者数は次の通りとする。
但し、次年度会長候補者は各ブロックの持ち回り選出とする。

いかるがブロック	3名	偶数年度に2名、奇数年度に1名選出
茂福ブロック	3名	奇数年度に2名、偶数年度に1名選出
高ブロック	1名	偶数年度に1名選出
浜ブロック	1名	奇数年度に1名選出

- 附則
1. この規程を改正し、平成14年12月4日より実施する。
 2. この規程の一部を改正し、平成15年4月25日より実施する。
 3. この規程の一部を改正し、平成16年4月20日より実施する。
 4. この規程の一部を改正し、平成17年4月18日より実施する。